平成２３年度第２回企業倫理委員会　議事概要

１．日　時　　平成２３年9月１２日（月）　１４：００～１６：００

２．場　所　　中国電力株式会社　本社１号館１２階特別会議室

３．出席者

（委員長）	山下　隆	会長
（副委員長）	馬場　則行	弁護士
（副委員長・幹事）	清水　希茂	副社長（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門長）
（委　員）	今中　亘	中國新聞社 特別顧問
	磯村　定夫	中国地域ニュービジネス協議会 専務理事
	苅田　知英	社長
	河村　政治	中国電力労働組合執行委員長
（オブザーバー）	波若　清暉	常任監査役
（説明者）	藤井　弘昭	執行役員 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ管理部長 兼．原子力強化プロジェクト専任部長
	畝本　耕治	執行役員 販売事業本部配電部長
	藤井　峰雄	中電病院事務局長

４．議事要旨

【委員長あいさつ】

○　島根原子力発電所に関しては，点検不備に対する再発防止対策を着実に進めるとともに，福島第一原子力発電所事故等を踏まえた安全対策についても，高台への緊急用発電機の追加設置や防波壁の強化などに順次取り組んでいるところである。今後，地域の方々をはじめとした皆さまに，設備の安全性について一つひとつ丁寧に説明することで，１号機の運転再開や３号機の営業運転開始に向けてのご理解につなげていきたい。

　コンプライアンスの推進については，様々な施策を実施しているところであるが，個別事案が発生していることも踏まえ，引き続き，「責任ある業務遂行」と「業務品質の向上」に向けた取り組みを徹底して行っていきたい。

【１．コンプライアンス推進の取り組み状況について】

　島根原子力発電所点検不備に対する取り組み状況，コンプライアンス推進施策の主な実施内容について説明した後，議論を行った。

＜主な意見＞

〔島根原子力発電所点検不備に対する取り組み状況について〕

○　島根原子力発電所点検不備への対応は順調に進んでいる。原子力発電は，福島第一原子力発電所の事故以降逆風の中にあるが，今後，停止中発電所の再稼働が容認される環境になったときにトラブルが発生することのないよう，引き続き，細かいところまで安全対策に徹底して取り組んでほしい。

〔コンプライアンス推進施策の主な実施内容について〕

○　コンプライアンス推進施策は，計画に従って着実に実施されているが，マンネリ化の兆候が見られたり，環境変化により現状に合わない面が生じた場合は，柔軟に軌道修正するように留意してほしい。

○　職場実態・社員意識調査については，数値の経年比較にとどまらず，調査を実施した委託先を活用して，他社比較を含め，専門的な見地からの分析や助言を求めることを検討してはどうか。

○　個人情報保護については，法律上の定義を十分に踏まえたうえで，個人情報を教えないことによる苦情の発生や電気料金の受領など業務との関連について検討し，個人情報に係わる問い合わせについて対応の定型化を図る必要がある。

○　個別事案において，副長の確認不足という原因に対して，上司である課長が新たに業務チェックすることを再発防止策としているが，重要なのは，管理者が担当者の業務遂行状況を適切に把握・チェックすることであり，本業務の性格から考えると，副長が責任を持って管理できる仕組みを構築することで十分ではないか。

【２．内部通報制度の運用状況について】

平成２３年５月～７月における内部通報制度の運用状況について説明した後，議論を行った。

＜主な意見＞

○　内部通報制度は適切に運用されている。また，ハラスメント案件が減少しているが，これは通報制度があることによるけん制効果が表れているものと考える。

○　個別事案の中に内部通報により判明したものがなかったことは問題であり，内部通報窓口の存在を知らなかった社員がいたことも踏まえると，窓口のＰＲを徹底する必要がある。

　また，先般，他企業において内部通報をした社員が人事等で不利益を受けていたという報道があったが，「中国電力では通報者の不利益になることはなく適切に対応している」ということもあわせてＰＲしてはどうか。

【３．その他】

地域住民からの意見聴取のために国が主催したシンポジウム等での特定の意見表明を要請した事実の有無に関する調査について説明した後，議論を行った。

＜主な意見＞

○　中国電力の当時の対応は許容できる範囲と捉えているが，参加者の半数が関係者というのは誤解を招くと考えられる。電力会社が発電所立地等に向けて理解を求める活動を行うのは当然のことであるが，福島での事故以降，原子力に対する社会の目が非常に厳しくなっており，今後はより慎重に対応していく必要がある。

（添付資料）

資　料　「コンプライアンス推進の取り組み状況について」

以　上